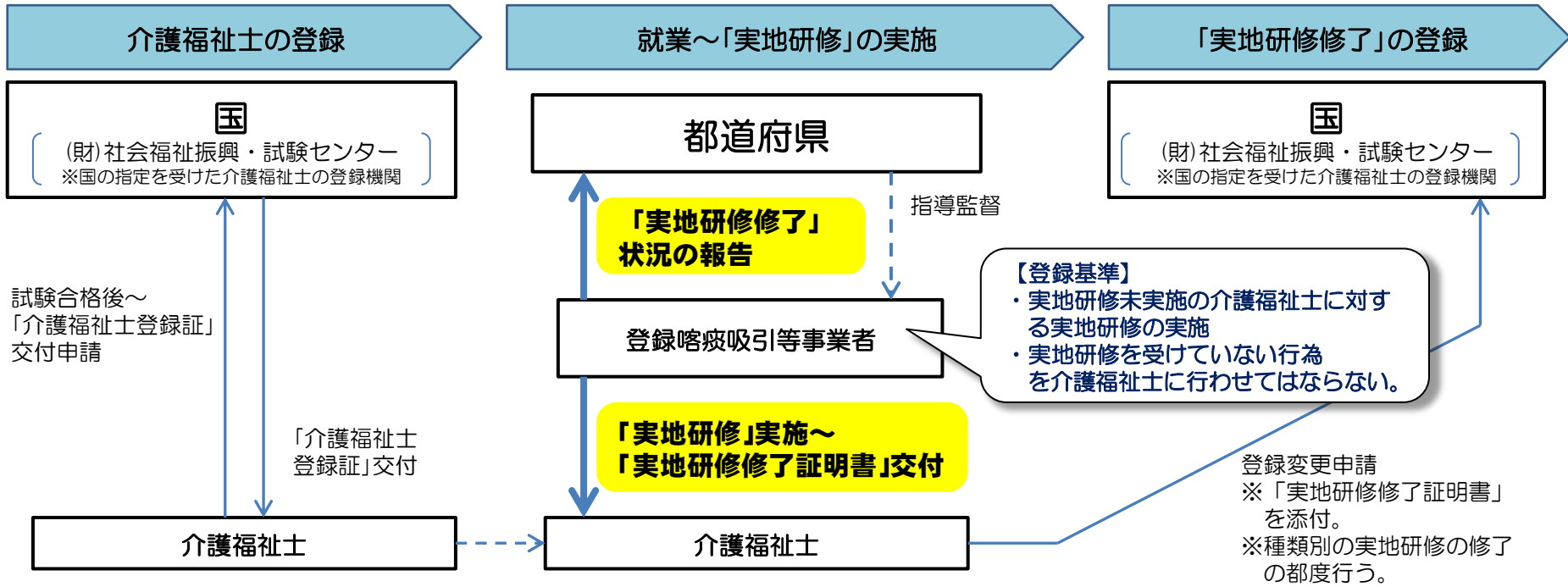


介護福祉士の登録についての管理体制イメージ ※H23.9.2会議資料より



～介護福祉士が、喀痰吸引等業務を行えるまでのステップ～

介護福祉士 (H27年 度国家試験 合格者～)	H28年4月～ 試験～登録 就業～「実地研修」受講 登録変更の申請 ～「登録簿」への付記 喀痰吸引等業務の実施～
介護福祉士 (上記以外 の者)	H24年4月～ 試験等～登録 「喀痰吸引等研修」受講 ～『認定証』の交付 H27年4月～H38年3月 「特定登録証」申請 ～「登録簿」への付記 喀痰吸引等業務の実施～ ※介護福祉士として 喀痰吸引等業務の実施～ ※認定特定行為業務従事者として